事業名	二子玉川地区での搭乗型移動支援ロボットによるツアー(公道等実証実験)				
申請事業者	セグウェイジャパン株式会社(神奈川県横浜市) 【共同申請】 東京急行電鉄株式会社(東京都渋谷区)				
事業所管	経済産業省	規制所管	国家公安委員会	法令	道路交通法(道路使用許可の取扱いに関 する基準通達)
活用する 特例措置	新事業活動において実施する搭乗型移動支援ロボットの公道走行実証を可能とする規制の特例措置				
特例措置の 意義	搭乗型移動ロボットを活用した様々なサービスの展開が可能となり、「ロボット新戦略」において掲げられた 「世界ーのロボット利活用社会」の実現が期待される。				

二子玉川地区の一部(二子玉川駅周辺や二子玉川公園など)において、セグウェイなどの搭乗型移動支援ロボットによるツアー(公道等実証実験)を実施します。

### 1. 実施時期

平成28年3月(認定の日)から平成30年3月まで

## 2. 日時・場所

日出から日没までの時間帯、東京都世田谷区玉川地区(二子玉川駅周辺や二子玉川公園など)のうち道路使用許可を得た日時、場所。

## 3. 搭乗型移動支援ロボット

- SEGWAY PT i2
- SEGWAY PT i2 SE
- ジェニーモビリティ (最高速度を時速6キロメートルに設定)

#### 4. 隊列

最大10名(ツアー参加者8名以下、保安要員2名)が縦一列になって走行。

## 5. ツアー参加者

小型特殊免許相当(普通自動車免許、普通自動二輪免許など)の保持者 (未成年者は親権者の同意書を提出)

## 6. 保安要員

セグウェイジャパン株式会社によるインストラクター資格を取得した保安要員が隊列 の先頭と最後尾を走行し、常に周囲の状況に注意を払いながら、ツアー参加者や 他の交通主体に対する指示や注意喚起などを行う。

# 7. お問い合わせ先

経済産業省製造産業局産業機械課ロボット政策室(03-3501-1049)